

長浜市子ども食堂等活動団体支援事業補助金の手引き

1. 趣旨

長浜市では、市内において子どもの食生活の支援又は居場所づくりのために活動する団体に対して支援を行います。

2. 補助対象事業、対象となる団体

市内において、子ども食堂等の開催、子どもたちの居場所づくり等の地域の福祉活動を実施する団体

3. 補助金

①補助対象経費	補助対象事業を実施するために要する経費 (講師謝礼、旅費、消耗品費、光熱水費、燃料費、通信運搬費、保険料、印刷製本費並びに使用料及び賃借料) ただし、他団体の補助金等の交付の対象となっている経費は除く。
②補助要件	当該年度中に補助対象事業を3回以上実施した団体
③補助率	補助対象経費の2分の1以内
④補助限度額	当該年度1回限り、1団体につき上限2万円とする。 ただし、補助対象経費に補助率を乗じた金額と2万円のいずれか低い方の額とする。

4. 補助対象期間

当該年度の4月1日から3月31日

5. 補助金の交付手続き

手続きの流れ ※時期はおおよその目安です。

時期	申請団体	市
4月～	①申請書類の提出	②交付決定通知
事業完了後	①書類の送付（実績報告） ②実績報告書類の提出 ③請求書の提出	④交付決定通知の送付 ⑤補助金の交付

（1）申請について

補助金の交付を受けるために、事業計画・予算について申請するものです。なお、補助金の概算払いを希望する場合は、申請書類提出時に必ずご連絡ください。

【提出書類】

- ①「補助金等交付申請書」
- ②「長浜市子ども食堂等活動支援事業補助金事業計画書」（様式第1号）
- ③「長浜市子ども食堂等活動支援事業補助金収支予算書」（様式第2号）

（2）実績報告について

活動実績を報告するものです。事業を完了した日または事業完了期限（3月31日）のいずれか早い日までに、実績報告書を提出してください。なお、事業が補助要件を満たさなかった場合には、交付決定を取り消します。

【提出書類】

- ①「補助金等実績報告書」
- ②「長浜市子ども食堂等活動支援事業補助金事業報告書」（様式第3号）
- ③「長浜市子ども食堂等活動支援事業補助金収支決算書」（様式第4号）

- ④「補助対象事業の実施状況が分かる写真」
- ⑤「補助対象事業を実施するために要した経費の領収書の写し」
※別紙「経費の支払方法について」を必ずご確認ください。

提出書類の添付の有無にかかわらず、補助対象経費に係る支払い領収書等や収支がわかる書類については、必ず事業完了後から5年間保存してください。

（３）請求について

補助金を受け取る手続きをするものです。実績報告書とあわせて提出してください。また、申請いただければ交付決定額の9割の額を概算で受け取ることもできます。

【提出書類】

- ①「補助金等請求書」
- ②「口座振込払申出書」
- ③「通帳の写し」

・・・表紙の次の見開き2ページ（口座番号、口座名義、支店名等の記載のある面）

（４）提出先について

長浜市役所 社会福祉課 （〒526-8501 長浜市八幡東町632番地）

（５）電子申請について

令和7年2月1日より、申請、実績報告、請求の全てにおいて電子申請が可能になりました。詳しくは「長浜市子ども食堂等活動団体支援事業補助金電子申請マニュアル」をご確認ください。